

# 遺族、初の損賠提訴 肺がん治療薬「イレッサ」で死亡

販売元と国  
相手取り 集団訴訟に発展も

副作用で多数の死者が出ている肺がん治療薬「イレッサ」をめぐる、死亡した当時六十九歳の京都府の男性の遺族四人が十五日、副作用の危険性を認識しながら医療機関への警告を怠ったなどとして、輸入販売元の「アストラゼネカ」(大阪市)と輸入を承認した国に対し三千三百万円の損害賠償を求める訴訟を大阪地裁に起こした。

 イレッサ 英国の製薬会社アストラゼネカが開発した肺がん治療薬。従来の薬と異なり、がん細胞だけを攻撃するとされ、審査期間5カ月という異例の早さで平成14年7月、世界に先駆けて日本で発売された。一部の患者に劇的な効果があったとされる一方で、間質性肺炎などの副作用が相次ぎ、厚生省には今年3月までに444人の死亡例が報告されている。

これまで四百人以上が死亡したイレッサの副作用問題で、ア社と国の責任を追及する訴訟は初めて。「イレッサ薬害被害者の会」代表の近沢昭雄さん(68)「さいたま市」からも、今秋にも東京地裁に提訴する予定で、全国にまたがる集団訴訟に発展する見通し。

訴状によると、男性は平成十四年四月、肺がん治療で京都府内の病院に入院。抗がん剤や放射線治療でがんが縮小したため七月から在宅治療にな

んな審査で承認し、安全確保義務違反があった」と主張している。

アストラゼネカの話  
「訴状を見ていないのでコメントできない。今後ともイレッサをより安全に使用できるよう努め、患者の期待にこたえた」

厚生労働省医薬食品局の話「訴状を見ていないのでコメントできない」

2004年7月16日  
産経新聞